

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

◎大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続</p> <p>（縦覧等の対象施設）</p> <p>第23条の2の14 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。</p> <p>（縦覧の手続）</p> <p>第23条の3 市長は、対象施設の設置等（対象施設の設置又は法第9条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。）に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他市規則で定める事項を告示するものとする。</p>	<p>第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続</p> <p>（縦覧等の対象施設）</p> <p>第23条の2の14 法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。</p> <p>（縦覧の手続）</p> <p>第23条の3 市長は、対象施設の設置等（対象施設の設置又は法第9条の3第7項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。）に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他市規則で定める事項を告示するものとする。</p>

2 (略)

(準用)

第23条の14 (略)

2 (略)

3 第23条の7から前条までの規定(第23条の7第1項第3号に掲げる施設に係るものに限る。)は、法第15条の2の6第1項の規定による許可を受けようとする者及び同条第3項の規定により準用する法第9条第3項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第23条の7第1項中「を設置しよう」とあるのは「に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更で市規則で定めるものをしよう」と読み替えるものとする。

## 第7章 雑則

(報告の徴収)

第35条 市長は、法第18条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の所有者、管理者又は占有者、産業廃棄物処理業者(法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規

2 (略)

(準用)

第23条の14 (略)

2 (略)

3 第23条の7から前条までの規定(第23条の7第1項第3号に掲げる施設に係るものに限る。)は、法第15条の2の5第1項の規定による許可を受けようとする者及び同条第3項の規定により準用する法第9条第3項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第23条の7第1項中「を設置しよう」とあるのは「に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更で市規則で定めるものをしよう」と読み替えるものとする。

## 第7章 雑則

(報告の徴収)

第35条 市長は、法第18条に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の所有者、管理者又は占有者、産業廃棄物処理業者(法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する

定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。)、事業計画者その他の関係者(以下「被報告徴収者」という。))に対し、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、必要な報告を求めることができる。

### 2-3 (略)

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

第37条 市長は、法第9条の2第1項、第15条の2の7、第15条の19第4項又は第19条の3の規定による命令(第9条の2第1項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。))を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、法第7条の3、第7条の4、第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第12条の6第3項、第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)、第14条の3の2(第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の7、第15条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項、第19条の10第1項又は第21条の2第2項の規定による処分(第9条の2第1項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。))をしたときは、その

特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。)、事業計画者その他の関係者(以下「被報告徴収者」という。))に対し、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、必要な報告を求めることができる。

### 2-3 (略)

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

第37条 市長は、法第9条の2第1項、第15条の2の6、第15条の19第4項又は第19条の3の規定による命令(第9条の2第1項及び第15条の2の6の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。))を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、法第7条の3、第7条の4、第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第12条の6第3項、第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)、第14条の3の2(第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の6、第15条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項、第19条の10第1項又は第21条の2第2項の規定による処分(第9条の2第1項及び第15条の2の6の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。))をしたときは、その

旨、処分の内容及び処分を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

3 (略)

旨、処分の内容及び処分を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

3 (略)